

事 務 連 絡
平成 20 年 9 月 26 日

介護サービス事業所 御中

八幡浜市保健センター介護サービス係

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

このことについて、別添のとおり厚生労働省および愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課より通知がありましたので、別添の内容にご留意願います。

〒796-0021

八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健センター介護サービス係

TEL 0894-24-6626 FAX 0894-24-6652

hoken-center@city.yawatahama.ehime.jp

(写)

20長第620号
平成20年9月26日

各
社会福祉施設長
介護老人保健施設管理者
介護療養型医療施設管理者
有料老人ホーム施設長
様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公印省略)

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、厚生労働省のホームページ等を随時参照の上、最新の情報に留意するようお願いいたします。

(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/bukyoku/iyaku.htm>

20 長第 620 号
平成 20 年 9 月 26 日

各市町高齢者福祉担当課長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公印省略)

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、貴管内の
認知症対応型共同生活介護事業所等へ周知するようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成20年9月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

社会・援護局福祉基盤課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

老 健 局 計 画 課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

標記については、当省医薬食品局食品安全部より別添1のとおり衛生主管部(局)あて通知されるとともに、日清医療食品株式会社より別添2のとおり「業務用「クリームパンダ」の使用中止と回収について」(平成20年9月21日)が発表されておりますので、管内の社会福祉施設、介護老人保健施設等に対し情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、貴部局におかれましては、当省ホームページ等を随時参照の上、最新の情報に留意していただきますようお願いいたします。

(厚生労働省 HP) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/bukyoku/iyaku.html>

(別添 1)

事務連絡
平成 20 年 9 月 20 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供があり、本日、別紙のとおり公表しましたのでお知らせします。



厚生労働省発表
平成20年9月20日

担 当	医薬食品局 食品安全部 監視安全課
	輸入食品安全対策室
	室長 道野 (2495)
	担当 近藤 (2474)
	電話 03-5253-1111 夜間直通 03-3595-2337

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供がありました（別添）。

中国で牛乳へのメラミン混入が確認された企業が製造した乳及び乳製品については、わが国への昨年1月以降の輸入実績はありませんが、本事案を踏まえて、本日付けで、下記の対応を取りましたのでお知らせします。

なお、中国から輸入される乳及び乳製品については9月12日より輸入手続を保留しています。

記

- 1 中国から輸入される乳及び乳製品並びに加工食品の輸入者に対し、原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入の問題がないか、検疫所、業界団体を通じて点検するよう要請した。
- 2 中国から輸入される食品のうち、原材料に乳及び乳製品を使用した食品については、輸入者に対しメラミンの検査を指示した。
- 3 本事案について、都道府県等及び関係団体に情報提供を行う。

(注) 本事案におけるメラミン使用は添加物としての使用と思料されるため、食品からメラミンが検出された場合又は食品へのメラミンの使用が確認された場合には、当該食品は食品衛生法第10条違反として輸入を認めない。

(参考)

1 メラミンについて

メラミンは、メラミン樹脂(メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂)の原料として使用されている。

<毒性>

TDI (耐容一日摂取量※1)

○米国食品医薬品庁 (FDA) : 0.63 mg/kg 体重/日 (メラミンとして)

○欧州食品安全機関 (EFSA) : 0.5 mg/kg 体重/日 (メラミン及び関連化合物全体として)

※ TDI (耐容一日摂取量) . 耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず食品中に存在したり、食品を汚染する物質(重金属、かび毒など)に設定される。耐容一日摂取量は食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ (EFSAでは30mg)である。

(注) 詳細は内閣府食品安全委員会ホームページ「メラミンについて」を参照してください。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/meramine.pdf>

2 中国からの輸入実績 (H19.9.20~H20.9.19)

主な食品	届出件数(件)	届出重量(トン)
菓子類	588	3,322
加熱後に摂取する菓子類などの冷凍食品	1,266	84,034
乳及び乳製品	12	216

※数値は輸入食品監視支援システム (FAINS) による検索結果である。

※乳及び乳製品は全て「その他の乳を主原料とする食品」で、いずれも乳脂肪調整品。

以上

お詫びとお知らせ

お客様各位

平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび報道の「中国乳業メーカー製造の牛乳から化学物質メラミン検出の件」を受けて弊社で調査を行いました結果、弊社中国の子会社が製造する一部の商品および仕入販売しております商品で原料に当該メーカーの牛乳を使用していることが確認されました。現在まで健康被害の報告はございませんが、万全を期すために当該商品を自主回収させていただくことにいたしました。お客様のお手元に対象商品がございましたら、大変お手数とは存じますが、左記の送付先に料金着払いにてお送り下さいますようお願い申し上げます。後日、商品代金をお送りさせていただきます。何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

弊社製品をご愛顧いただいておりますお客様にご心配をおかけしますが、引き続き商品の安全確保に努めてまいりますのでご理解を賜りたくお願い申し上げます。

平成二十年九月二十一日

丸大食品株式会社

1. 対象商品

- ・ 「抹茶あずきミルクまん」 8個入り
(JANコード4902715 210124)
- ・ 「クリームパンダ」 6個入り
(JANコード4902715 258621)
- ・ 「グラタンクレープコーン」 7個入り
(JANコード4902715 143415)
- ・ 「角煮パオ」 4個入り
(JANコード4902715 258027)
- ・ 「もちもち肉まん」 8個入り
(JANコード4902715 258126)

2. ご送付先

丸大食品株式会社

〒569-8577 大阪府高槻市緑町21-3

※ご送付の際は、確実にご手配させていただくため、郵便番号・ご住所・お名前・お電話番号を明記下さいますようお願い申し上げます。

3. お問い合わせ先

丸大食品株式会社 お客様相談室

フリーダイヤル 0120-338845

(受付時間 午前9時から午後5時まで)

◎お客様からお知らせいただいた個人情報、本件の目的以外には使用いたしません。

(別添 2)

平成 20 年 9 月 21 日

各位

日清医療食品株式会社

業務用「クリームパンダ」の使用中止と回収について

この度、テレビ、新聞等で丸大食品株式会社によるメラミン混入の疑いがある牛乳を使用した製品の流通が報じられておりますが、当社も丸大食品株式会社より、業務用として「クリームパンダ」を購入し、当社が給食業務を請け負っている病院・福祉施設等に、デザートとして提供しておりましたのでお知らせ致します。

本件は 9 月 20 日(土)に、丸大食品株式会社より業務用「クリームパンダ」の原材料の調査を行ったところ、生地等に使用する牛乳の調達先が、中国において牛乳にメラミン混入が確認された企業である「伊利(イリ)」社であることが判明したとの連絡があり、当社においても万全を期すために使用中止と回収を行うことと致しました。

当該の業務用「クリームパンダ」は、7 月から今月 20 日まで、当社が各受託先で使用しており、使用施設数および数量は、全国で 3,054 施設、301,540 個((30,154 袋、1 袋に 10 個入り)です。現時点でそのほとんどが喫食されております。(施設数等は別紙のとおりです)

当該業務用「クリームパンダ」は、9 月 20 日(土)の段階で全受託先に対し使用の中止を連絡し、回収の手配をとっております。

なお、当該業務用「クリームパンダ」を当社で使用するにあたり、事前に残留農薬の有無について確認を行い、安全性を確認致しましたが、化学物質であるメラミンについては、その混入が想定できず、食品衛生法上、検査項目に無かったため確認されておらず、現在検査中です。

現在のところ、当社受託先のお客様より健康被害が発生したとのご連絡は入っておりませんが、当社の提供する食事をお召し上がりいただいている数多くの方々及びご家族の皆様方、また病院・福祉施設等の方々におかれましては、大変ご迷惑をおかけする事態に至りました事を心よりお詫び申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ
日清医療食品株式会社 総務部広報課
TEL 03-3287-3619
担当:久川(ひさかわ)・邑口(むらぐち)

(別紙)

各県ごとの使用施設数および数量は下記のとおりです。

都道府県	該当施設数(単位:件)	数量(単位:個)
北海道	208	13,950
青森	71	7,920
岩手	60	5,980
秋田	52	5,190
宮城	67	5,930
山形	16	1,340
福島	69	6,160
群馬	57	4,400
栃木	33	3,190
茨城	60	6,800
千葉	109	15,060
埼玉	143	13,430
東京	186	16,110
神奈川	120	9,400
山梨	32	2,220
長野	77	6,380
新潟	78	5,970
静岡	42	4,000
愛知	107	8,870
岐阜	63	5,100
三重	33	2,430
石川	39	3,380
富山	20	1,540
福井	9	640
奈良	10	1,400
滋賀	16	1,550
京都	24	2,230
大阪	62	9,910
和歌山	8	1,470
兵庫	47	3,700
岡山	90	7,710
鳥取	21	3,350
島根	47	5,230
広島	116	14,830
山口	107	8,000
香川	33	4,530

都道府県	該当施設数(単位:件)	数量(単位:個)
徳島	28	3,980
愛媛	64	13,280
高知	43	9,200
佐賀	38	1,650
長崎	37	2,930
福岡	114	8,410
大分	49	5,080
熊本	92	10,210
宮崎	61	4,880
鹿児島	137	14,240
沖縄	59	8,380
総計	3,054	301,540